

平成28年5月10日（火）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

第177回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時29分 開会

○青山林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

最初に定足数について御報告いたします。本日は委員20名中、現在16名の委員の皆様にご出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、田中里沙委員におかれましては、遅れて御到着されるとの御連絡をいただいております。

それでは、鮫島会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○鮫島会長 それでは、委員の皆様におかれましては、大変御多忙中のところ、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、伊東農林水産副大臣に御臨席いただいておりますので、まず初めに御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○伊東農林水産副大臣 皆さん、こんにちは。大変お忙しいところを、きょうは本会議にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げる次第でございます。

まず初めに、今般の平成28年度熊本・大分の地震によりまして、多数のお亡くなりになった方々、そしてまた、家が全壊、半壊を含めて1万数千戸、大きな被害を受けたところでございまして、心から御冥福をお祈り申し上げ、またお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、被災された方々には、本当に政府としても全力を挙げて、その復旧・復興に努めてまいっている所存でございますので、力を落とさず頑張っていたいただきたいと思います。念願する次第でございます。

さて、本日答申をいただく森林・林業基本計画の変更につきましては、昨年8月の農林水産大臣の諮問以来、委員の皆様方の終始熱心な御議論をいただきまして、本当に重ねて厚く御礼を申し上げる次第でございます。本日は、これに加えまして、5年ごとに15年を1期といたしまして森林の整備・保全の目標などを定める全国森林計画につきましても諮問をさせていただくところでございます。

我が国は、国土の3分の2を森林が占める森林大国でございます。先人の努力によりまして、戦後造成されました人工林が、今まさに本格的な利用期、主伐期を迎えておるところでありまして、その豊富な森林資源をフル活用することによりまして林業の成長産業化を実現し、地方創生に貢献することが私どもに課せられた課題であると、このように認識をいたしております。

2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催をされます。これは、我が国が木の文化の国であることを世界に発信する絶好のチャンスと捉えておるところでもあります。大会関連施設への国産木材利用を積極的に推進し、国産材の利用拡大の大きな契機にしてまいりたいと、このように考えているところでもございます。こうした追い風を逃すことなく、新たな基本計画の下、我が国の未来を担う若者たちに美しい森林と成長産業としての林業、木材産業を継承できるよう、全力で林政新時代を切り開く覚悟でございます。森林・林業基本計画及び全国森林計画は、そのための道標となるものであります。委員の皆様方には、こうした両計画が、今後の政策推進におきまして果たす重要性にも鑑みまして、御忌憚のない御意見、また御指摘を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきましたことを改めて厚く御礼申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、これまで当審議会において検討を行ってまいりました森林・林業基本計画の変更についての審議と、全国森林計画の変更についての諮問及び審議を行い、それぞれ答申を行う予定となっております。

また、本日は、その他といたしまして、ただいま副大臣からも御紹介がありましたように、先月発生いたしました平成28年熊本地震の被害状況及び対応について、事務局から御説明をいただくことになっております。

本日は、おおむね15時15分ごろには閉会できるよう、進行に御協力をいただきたいと思います。

それでは、まず議題の1番といたしまして、森林・林業基本計画の変更について審議を行います。

計画案に対するパブリックコメントの概要及びこれらを踏まえ修正した計画案につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○坂企画課長 企画課長の坂でございます。

それでは、御説明に入ります前に、本日お手元にお配りしております資料について御確認をお願いいたします。

議事の1点目の森林・林業基本計画の変更につきましては、1-1から4まで4点の資料を御用意してございます。1-1につきましては、先ほど会長から御紹介いただきましたパブリ

ックコメントの概要を取りまとめた資料でございます。それから、1－2は基本計画（案）のポイントをわかりやすくまとめたものでございます。それから、1－3と1－4につきましては、基本計画につきましの要旨及びその本文でございます。

それから、2点目の全国森林計画の変更につきまして、3点資料を御用意しております。2－1は同じく全国森林計画の変更案についてのパブリックコメントの概要でございまして、2－2と2－3が全国森林計画の変更についての概要と変更案でございます。

それから、3点目のその他の議事といたしまして、地震の関係について御報告申し上げることとしてございまして、その関係で3－1と3－2で2点資料を御用意しております。

もし不足等ありましたら、随時事務局にお知らせいただけますでしょうか。

それでは、資料の1－1で、基本計画（案）についてのパブリックコメントの状況について御説明させていただきます。

3月22日から4月10日までの間、前回の審議会での御意見を踏まえて修正した基本計画の案文につきましてパブリックコメントを実施したところでございます。期間中に個人から16件、団体及び法人から22件の計38件の皆様から、重複を省きまして100項目についての御意見をいただいたところでございます。それを資料1－1にまとめてございますけれども、その2ページを御覧いただけますでしょうか。

その御意見についての処理の結果の区分を4つに分けております。1つ目が、いただいた御意見につきましては、まさに基本計画の案文にその趣旨が入っているというものでございまして、これが33項目ございました。それから、2つ目として、御指摘いただいたところが部分的に基本計画の案文に入っているというものが45項目ございました。また、3つ目として、御指摘を踏まえて案文を修正したいというふうに考えたものが7項目ございました。それから、上記3点に該当しないものというのが15項目ございまして、全部で100項目ということでございます。

その主なものについて御説明させていただきますと、例えば1の趣旨を取り入れているものにつきましては、優良種苗の供給体制を整備すべきというような御意見でございますとか、それから、高性能林業機械の普及推進と間伐についての技術を有するスタッフなどの人材の育成を明記すべきと、このような御意見をいただいたところでございまして、その内容につきましては、まさに趣旨を取り入れているというふうに区分をしております。

それから、2の趣旨の一部を取り入れているものにつきましては、例えば、集約化が困難な森林は地方公共団体による公有林化を促進し、全額国費負担による助成措置を講じるべきとか、

確実な再造林を進める上で国の責務を明確にするとともに公的補助の拡充を図るべきと、こういったものについて一部を取り入れているというふうに区分をしております。

それから、具体的な修正を行います3のところについては、後ほど基本計画案の本文によって御説明させていただきます。

また、区分の4につきましては、上記のいずれにも該当しないというもの、例えば2030年を見越したエネルギーミックスの目標数値と、現在から10年後に当たる2025年を見通した本計画案の数値、それぞれ異なる時点を目標とする数値についての整合性を問うような、こういったものについては、3点のいずれにも該当しないというふうに整理をしております。

このような内容に基づき具体的な修正を行ったというところにつきまして、資料1-4の本文の文案で御説明をさせていただきます。

今回、特に具体的に修正をさせていただこうというふうに考えておりますのは、基本計画の4部構成の3つ目、総合的かつ計画的に講ずべき施策という、いわば各論部分のところございまして、資料1-4の18ページ以降でございます。

まず、1点目に、森林の多面的機能に関する部分についての修正点でございますけれども、何枚かおめくりいただきまして、26ページの下のところ、(12)を御覧ください。国際的な協調及び貢献のページでございます。

①の国際協力の推進でございますけれども、昨年国連におきまして「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」における目標が採択されたということを踏まえまして、①の1行目の後半からかぎ括弧で囲っております「『持続可能な開発のための2030アジェンダ』における目標の実現を図る」という部分を追記してございます。

それから、林業についてのところ、これが何枚かおめくりいただきまして29ページでございます。林業における死傷率が依然として高いという現状を踏まえまして、労働安全衛生対策をさらに進めるべきではないかというふうな御意見をいただいたところでございます。労働安全衛生対策につきましては、既にこの文中、29ページの上、中ほどにございます②の最後から2つ目の段落の中ほどでございます。「さらには」というところでございますけれども、労働災害防止対策を推進するという記述が既にございましたけれども、さらにこの記述をはっきりと位置付けるという観点から、②のタイトルを、今までは「林業労働力の確保」としておりましたけれども、「林業労働力・労働安全衛生の確保」というふうに明記して、労働安全衛生対策をしっかりと打ち出しているということを明らかにしたいというふうに思っております。

それから、林産物の供給についての変更点でございます。32ページでございます。

木材産業の競争力強化の中での③の地域材の高付加価値化の段落でございます。これにつきましては、より木材、木材製品の消費拡大を図るためには、消費者のロイヤリティーの形成に向けた取組が必要ではないかという意見をいただいたところでございます。このため、消費者の方からの製品に対する信頼性、親密性を高めていくということが付加価値向上のために必要ではないかということを考えまして、その第1段落の3行目に、信頼性・親密性を高めることを通じて付加価値を向上する必要があるということを明記したいというふうに思っております。

さらに林産物の関係では、同じページの下の段でございます(3)新たな木材需要の創出、の①、公共建築物等への利用拡大の段落でございます。①の中ほどのところでCLTについての言及がございます。「CLTの普及に向けたロードマップ」に基づく、建築物に係る一般的な設計方法につきまして、前回の審議会の時点では、この一般的な設計方法についての国土交通省の告示が発出されていなかったところでございますけれども、3月31日及び4月1日に一連のCLTについての建築基準法の告示が発出されたことを踏まえまして、「一般的な設計方法の確立」としておりました文言を「一般的な設計方法の普及」というふうに改めさせていただきます。と思っております。

さらに林産物につきましてもう一点、おめくりいただきまして33ページでございます。

木質バイオマスの利用、②のところでございます。第3段落の中で、ボイラー、ストーブについての導入や普及についての文言がございます。従来はバイオマスボイラー、それから家庭用ストーブ、これにつきまして、バイオマスボイラーの高性能化や家庭用ストーブの普及を図るというふうな書きぶりをしておりました。この部分につきまして、ボイラー、ストーブの双方について高性能化と普及が必要ではないか。また、ボイラーについては国産の機種が少なく、開発も他国に比べて遅れているため、研究開発を進めてはどうかという御意見をいただいたところでございます。これを踏まえまして、②の第3パラグラフの中ほどでございますけれども、「高性能のバイオマスボイラー、家庭用ストーブ等の導入・改良や普及を図る」というふうに記述を改めたいというふうに思っております。

それから、次のページ、34ページでございます。

消費者等の理解の醸成、(4)でございますけれども、この木育の関係につきまして、単に幼少期から木育を進めるだけではなくて、幼少期を木材などと接する機会が少ない環境で過ごした親の世代に対しての木育も必要ではないかというような御意見をいただいたところでございます。これを踏まえまして、(4)の下から3行目でございますけれども、「幼少期から木の良さを体感できるような取組を推進する」というところに、「幼少期から木の良さを親子で

体感できるような取組を推進する」というふうに記述を改めたいと思っております。

それから、最後に東日本大震災からの復興についての関係でございます。同じ34ページの下段、4番のところでございます。こちらにつきまして、木材製品について安全・安心な供給に努めていることについて、国民の皆様にご理解いただけるような記述にすべきというような御意見をいただいたところでございます。それを踏まえまして、34ページの下から6行目でございます「また」の段落の2行目でございますけれども、従来は「森林・林業の再生を進める」というふうになっておりましたところ、「森林・林業の再生と安全・安心な木材の供給等を進める」というふうな文言を加えさせていただいたところでございます。

以上が、パブリックコメントの概要と、それを踏まえた修正の内容でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございます。

この森林・林業基本計画につきましては、林政審議会として昨年8月に諮問を受けておりますが、現行計画策定以降の情勢の変化や諸課題を踏まえて、8回にわたって審議を重ねてまいりました。また、この間、現地視察や有識者ヒアリング、意見交換会なども実施いたしまして、多くの皆様から御意見をいただきながら、委員の皆様方の精力的な御検討によりまして、審議会としての考えを計画案に十分反映させられたのではないかとこのように思っておる次第でございます。

それを踏まえてでございますが、さらに特段の御意見、御質問等ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは土屋委員、お願いいたします。

○土屋委員 内容というよりは、どう公表するかとか、そういう話になってくるんですが、パブリックコメントについてです。きょうお配りいただいたのは配付者限りとなっているということは、これが全ては公表されないのではないかとこのように思うんですが、どの部分が公表されるのかということが1点。

それから、あともう一個、パブリックコメントの38件という数がちょっと少ないようにも思うんですが、前回の場合はどのぐらいだったのか、もしもおわかりになればいただきたいということです。

○鮫島会長 いかがでしょうか。コメントをいただきたいと思えます。

○坂企画課長 パブリックコメントの概要につきましては、この後の手続といたしまして、本日御答申をいただければ、その内容で閣議決定という運びを予定しております。その閣議決定と同時に、パブリックコメントの概要について、このまま公表するというところでございます。

それから、前回の件数なんですけれども、申し訳ありません。ちょっと件数そのものはすぐ出てこないんですけれども、項目で整理したところ、今回は100項目というふうになっておりますけれども、前回は重複を排したところ70余りの項目だったということですので、項目で見ると前回以上に幅広く御意見をいただいているというところでございます。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

もう大分、本当に昨年の8月から大変長期にわたって活発に御審議をいただいているということでございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし特段の御意見がございませんでしたら、以上をもちまして審議を終了させていただいて、基本計画につきましては、本日示された案のとおりといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、答申文の案を配付いたしますので、御確認をいただきたいと存じます。

(答申文(案)配付)

○鮫島会長 御確認いただけましたでしょうか。御異議等はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鮫島会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、答申をさせていただきます。

(答申文読み上げ)

農林水産大臣 森山 裕殿。

林政審議会会長 鮫島正浩。

森林・林業基本計画の変更について(答申)。

平成27年8月26日付け27林政企第43号をもって諮問のあった、森林・林業基本計画の変更について、下記のとおり答申します。

記。

森林・林業基本計画の変更について、別添のとおり定めることが適当である。

(鮫島会長から伊東農林水産副大臣へ答申文を手交)

○伊東農林水産副大臣 皆さん、御審議ありがとうございました。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

伊東農林水産副大臣におかれましては、公務のためここで御退席をされます。御多忙のところ、どうも本当にありがとうございました。

○伊東農林水産副大臣 昨年から本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(伊東農林水産副大臣 退席)

○鮫島会長 続きまして、議事の2つ目でございます全国森林計画の変更についての審議に移りたいと思います。

審議に当たり、農林水産大臣からの諮問がございます。よろしく願いいたします。

○沖林野庁次長 (諮問文読み上げ)

林政審議会会長 鮫島正浩殿。

農林水産大臣 森山 裕。

全国森林計画の変更について (諮問)。

森林法 (昭和26年法律第249号) 第4条第7項の規定に基づき、全国森林計画を別添のとおり変更することについて、同条第8項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

(沖林野庁次長から鮫島会長へ諮問文を手交)

○鮫島会長 謹んで検討させていただきます。

それでは、審議に移ります。

本計画の変更につきましては、これまでの審議会において、事務局から変更の考え方や変更案の説明を受けて審議を行ってまいったところでございますが、森林・林業基本計画と同時に行った計画案に対するパブリックコメントの概要及びこれらを踏まえた計画案につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

○織田計画課長 計画課の織田でございます。

それでは、全国森林計画の変更案について御説明をさせていただきたいと思っております。

計画の案文につきましては、基本計画と同様に3月22日から4月10日までの20日間、パブリックコメントを行ってございます。また、パブコメと並行いたしまして、関係各省、あるいは各都道府県とも調整を行ったところでございます。これらの調整結果を踏まえるとともに、若干文章的なものも含めて修正を加えたものが、本日お示しさせていただきます資料2-3の本体の案文ということになります。

それでは、まず資料の2-1に沿いまして、パブコメの結果について御説明をさせていただ

きたいと思います。

パブリックコメントにつきましては、電子メールまたはファクスによりまして、個人並びに法人から合計8件、また、お1人で複数の意見を提出された方もありましたので、意見の項目といたしましては合計20項目の意見をいただいたところでございます。いただいた意見についての処理結果の区分によって4つに分けますと、1、趣旨を取り入れているものが6項目、2の趣旨の一部を取り入れているものが6項目、3の修正するものはゼロ、4のその他が8項目という整理をさせていただいております。

その資料の1枚目の提出意見の例の欄を御覧いただきたいと思います。例示的に御説明をさせていただきますけれども、まず処理結果区分の1につきましては、その提出意見の例のところでございますように、例えば、山村地域にある森林資源を有効に活用することによって、山村の人口扶養力を高めて、林業に若い就業者を増加させるべきであるといった御意見、あるいは、獣（鹿）被害について、年々増大の一途をたどっているため、生息頭数の削減を早急に実施していただきたいという御意見、さらには、架線集材機械の高性能化・小型化・安全化が図れるよう機械メーカーの参画が進むような仕組みづくりを希望すると、こういった御意見がございました。これらにつきましては、全国森林計画の案文におきまして、既にその趣旨を取り入れてございますので、そのように整理をさせていただいております。

それから、処理結果の区分の2でございます。例のところでございますように、例えば生物多様性について、生物多様性の保全は原生林のみで考えて、人工林は大幅な機械化が可能になるような整備を進めることが必要といったような御意見、あるいは、花粉対策について、基本方針等の中でしっかり示して計画的に取り組んでいただきたいと、こういう御意見がございました。これらにつきましては、生物多様性については当然人工林においても配慮が必要となりますけれども、生物多様性の保全ということについてはしっかり取り組んでいかなければいかんということですので趣旨の一部を取り入れているということですし、花粉対策につきましても、計画の中の広域流域別の整備保全の目標の部分に花粉発生源対策の推進ですとか、あるいは造林に関する事項の部分にも花粉対策苗木の増加について記述をしておりますので、趣旨の一部を取り入れているということで整理をさせていただいているということでございます。

それから、3の修正するものでございますけれども、今回いただいた御意見の中には、この区分に該当するものはなかったという整理をさせていただいております。

最後に4でございますけれども、意見の例のところでございますように、現在各県で実施されている環境税による森林整備を、国の環境税による森林整備事業として早急に創設すべきと

いった御意見ですとか、「大面積の伐採が行われがちな地域」の判断基準を行うため、伐採届出あるいはリモートセンシング技術などで、1皆伐区当たりの面積統計を整備することが必要といったような御意見、さらには、高齢級材、いわゆる大径木の需要拡大について、集成材か合板にして利用拡大を図れないものか研究してほしいと、こういったような御意見がございました。

これらの御意見につきましては、全国森林計画の案文上は、全森計画の位置付けといたしますが、性格上、その趣旨は書かれておりませんが、基本計画のほうにおいて関連する記述も行っておりますし、また、そういったことも踏まえて、今後施策について検討していくということも含めて、その他、あるいは今後の検討課題、こういう整理をさせていただいてございます。

個々の意見の概要と、その考え方につきましては8ページ以降に記載されておりますけれども、説明は省略させていただきたいと思っております。

また、これらパブリックコメントの処理結果につきましては、全国森林計画が閣議決定された後に計画本体とあわせて公表することとしてございます。

パブリックコメントの概要は以上でございます。

それから、資料2-2でございますけれども、これは公表用といたしますか、簡潔に今回の概要を整理した資料で、これまでもこの審議会の場で御説明させていただいておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

それから、資料の2-3でございます。

今回回答をいただきたいと思っております計画案ということでございまして、先ほど申し上げましたように、パブリックコメントによる修正はございませんけれども、各省、あるいは各都道府県との調整を踏まえて若干の修正を行ってございます。

具体的には、まず資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

ここの1段落目の最後から2行目の部分でございます。原案では「森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林GISの効果的な活用を図ることとする」というような表現にしておりましたけれども、近年、森林資源の把握への活用が進んでいる、いわゆるリモートセンシング技術についてしっかり書くべきじゃないかという御意見がございまして、これを踏まえて、そこに「リモートセンシング及び」という形で「リモートセンシング」という言葉を追加させていただいております。

それから、飛びますけれども、次に15ページをお開きいただきたいと思います。

15ページの中段、4の(1)の1段落目の7行目に、原案では「市町村による森林の所有者等について」という書き方をしておったんですけれども、基本計画のほうの表現ぶりと合わせるべきだということで「市町村による森林の土地の所有者」というような表現にさせていただいてございます。

それから、最後、21ページをお開きいただきたいと思います。

21ページの(2)の野生鳥獣による森林被害の防止のところでございますけれども、2段落目の2行目の部分に、今の案では「鳥獣害防止対策」と書いてございます。最初の場合は「森林被害防除対策」というような言葉遣いにしておったんですけれども、全国森林計画のほかの部分の記述と表現ぶりを合わせたほうがいいのではないかという御意見がありましたので、「鳥獣害防止対策」と表現を統一したという、そういう修正を行ってございます。

その他、若干表現ぶりに修正を加えたところがございますけれども、こういう形で、前回説明した部分からは主に今申し上げた3カ所を少し修正をさせていただくような形で全国森林計画の変更とさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

この全国森林計画の変更案につきましても、基本計画とあわせまして、広く国民の皆様から御意見等もお伺いしながら、委員の皆様にも精力的に御検討をいただいたものでございます。審議会としての意見を十分に反映した案が得られたのではないかと考えておりますが、これにつきまして、さらに特段の御質問、御意見がございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

土屋委員、お願いします。

○土屋委員 またパブリックコメントのことについてなんですが、全文が決まりましたら公開されるということで、そういう意味では、よく読んでいただくと問題はないかとは思いますが、2-1の1ページ目のところで処理状況ということで、提出意見の例や、その処理の結果が書かれています。そこで、2番目の処理の趣旨の一部を取り入れているものということで、要約としては、生物多様性については原生林のみ考え、人工林については、大幅な機械化が可能になるような整備を進めることが必要というような御意見があつて、確かにこれは要約するところなるのかもしれないんですが、これだけ読んでしまうと、その趣旨の一部を取り入れているようにもとれてしまうんです。あと、レクリエーションについても限定的にしろとか、そ

ういう御意見もあるんですが、農薬の使用については御意見の趣旨を踏まえて取り組んでまいりますということで、これは2になっているんじゃないかと思うんですね。ちょっとこれは、その趣旨がここで伝わるのかどうかどうなんだろうという気がするんですが、意見の意味はわかりましたか。これ、ごく一部なんですね。多分取り入れられているのは一番最後の行だけなんですよ。

○鮫島会長 いかがでしょうか。

○織田計画課長 生物多様性保全について、この御意見は、いわゆる人工林で林業をやるところは配慮しなくてもいいじゃないかということなんですけれども、我々といたしましては、生物多様性を含めて多面的機能の発揮は重要で、機能に応じた整備・保全を行うことが大事だと考えております。結局、この御意見は、人工林では生物多様性保全をどこもやるなどと言っていなくて、人工林で林業をやるところは、効率的な整備をするために、そこまで配慮しなくていいだろうと、配慮するということを否定していないということです。そういう意味で言えば、機械化など後者の部分は当然趣旨を入れているけれども、人工林は配慮しないという部分は、逆に言うと取り入れられないという、そういう考えで趣旨の一部を取り入れているというような整理をさせていただいたということでございます。

○鮫島会長 いかがでしょう。

○土屋委員 要するに、この要約についても、その一部を取り入れているということになるということですね。

○織田計画課長 そういう意味で言うとそういうことなのかなと……。

○土屋委員 とれなくはないので。

○鮫島会長 ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。いかがでしょう。

文章の解釈というのはいろいろあると思うんですが、御意見をいただいたことについては、またこれを実施していく段階でいろいろと考慮ということも考えていきたいというふうに思っております。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、全国森林計画に関する審議についても終了させていただきたいと思っております。

農林水産大臣から諮問のありました全国森林計画の変更案につきましては適当であるという旨の答申をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鮫島会長 どうもありがとうございます。

それでは、答申文の案を配付いたしますので、御確認をいただきたいと思います。

(答申文(案)配付)

○鮫島会長 御確認いただけましたでしょうか。御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鮫島会長 それでは、どうもありがとうございました。

それでは、このような形で答申をさせていただきます。

ここで沖次長より御挨拶をいただきたいと思います。

○沖林野庁次長 林野庁次長の沖でございます。

ただいまの森林・林業基本計画の答申に際しまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

森林・林業基本計画の見直しに当たりましては、昨年8月に農林水産大臣より諮問申し上げまして以来、9回にわたり、非常に熱心に御議論をいただきました。まず、このことに対しまして心より御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

本日答申をいただきました計画案にもございますとおり、森林は、国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を果たしており、いわば「緑の社会資本」であるということ言うまでもございません。こうした森林の多くは、先人のこれまでのたゆまない努力により、植栽・保育されてきた資源であり、これらを有効に活用すると同時に、計画的に再造成していく時期を迎えていると考えており、これまで我々日本人が経験したことの無い段階を迎えております。

森林・林業・木材産業を取り巻く情勢はある面では依然として厳しい面もございますが、一方で、木質バイオマスエネルギー利用の拡大や、CLTなどの新しい部材の開発・普及など、建設部材としての木材利用が見られ、明るい兆しも見えており、山村等においては、地方創生に寄与する産業として林業・木材産業への期待が高まっており、我々としましては、その期待に応えるべく、林業・木材産業を成長産業化させていかなければならないと考えております。

こうした機会を逃さず、森林の整備・保全を適切に行い、森林の公益的機能を発揮させつつ、主伐・再造林を通じた緑の循環の輪を確実なものとし、林業の成長産業化を早期実現していくために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

あわせて、本日は、全国森林計画の変更についても答申をいただきました。これを踏まえ、森林の整備保全を図る取組を一層推進してまいりたいと考えております。我々としまして

も、しっかりと前を向き、施策を推進してまいりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

私たち審議会の委員といたしましても、無事に答申をできたということは何よりと思っております。今後これを的確に実施していただければというふうに心から願っております。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

平成28年熊本地震の災害状況及び対応についてということで、治山課長から御説明をいただきたいと思います。

○猪島治山課長 治山課長の猪島でございます。

資料の3-1、3-2と書いてあります資料を見ていただければと思います。

甚大な被害をもたらしております平成28年熊本地震の被害状況及び対応について報告をさせていただきます。

1枚めくっていただきたいと思います。

平成28年の熊本地震の昨日現在での概要を取りまとめております。これは内閣府のほうで取りまとめているデータでございますが、まず4月14日21時26分に大きな地震が発生しております。このとき、熊本県益城町で震度7を記録しております。マグニチュードは暫定値で6.5とされておりますが、その後、4月16日1時25分にマグニチュード7.3の大きな地震が発生しております。このとき震度7を観測しておりますのが熊本県の益城町、また西原村、震度6強を観測しておりますのが南阿蘇村、熊本市、また菊池市等でございます。このほか、大分県とか福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県等でも震度5強の観測がなされておりますし、四国の愛媛でも震度5弱の観測がなされております。

4月14日の最初の大きな地震以降、昨日9時現在までに震度1を観測する地震が1,347回も発生をしております。立て続けにこうした大きな地震が発生したことによる被害の状況が下のほうにまとめておりますけれども、まず人的被害では死者49名、負傷者が1,655名と報告されております。また、建物被害でございますが、住宅被害として全壊が2,618棟、半壊・一部破損が3万174棟となっております。このほか、テレビ報道等でも御覧になったかと思いますが、道路その他いろいろな公共施設にも甚大な被害が発生しております。また、我々の生活に不可欠なライフライン、電気でありますとかガスなどもかなりのエリアで供給停止になったということもございます。

こうした地震によりまして山地災害等の発生状況がどうなっているかというのを次の2ページにまとめております。

特に熊本県を中心に大規模な山地崩壊が発生しておりまして、昨日の10時現在の集計でございますが、治山施設で林地被害381カ所、被害額で今257億円でございます。内訳としまして、熊本県で353カ所、福岡県、佐賀県で1カ所、長崎県5カ所、大分県19カ所、宮崎県2カ所となっております。このほか、既に整備しております治山施設、これで12カ所損壊といたしますか、被害が出ておりまして、この被害額は18億円となっております。また、林道関係では134路線、被害額9億円、このうち熊本県が108路線、このほか、佐賀県、大分県、宮崎県で被害が確認されております。

下に九州の一部の地図と写真を張りつけたものを示しておりますが、これは4月16日のマグニチュード7.3のときに発生した地震の震度分布図でございます。色の濃い赤の震度7とか6強というのが、ちょうど熊本市の隣の益城町とか、こういうところで示されておりますが、こういった色の濃いところは震度の大きいところでございます。

後ほど説明しますが、林野庁九州森林管理局と県が合同でヘリ調査を行っております。このときに把握した崩壊地、また現地調査で確認した写真等を添付しておりますが、熊本県の南阿蘇村、大津町等での崩壊のほかに、大分県由布市、宮崎県椎葉村等でも山腹崩壊、山地崩壊が確認されております。

次、めくっていただきまして、こうした被害に対しまして林野庁としてどういった対応をしてきたかということを整理しております。

まず、14日の大きな地震が発生した翌日に政府現地災害対策本部に林野庁の担当官を派遣しております。また、九州森林管理局及び熊本県がヘリコプターによる被害状況調査を4月15日、18日、5月2日と実施をしております。この5月2日には農林水産大臣にも現地調査に行っていてございます。災害復旧に向けた現地調査のために、林野庁からまた山地災害の担当職員を4月18日から熊本県庁に派遣をしております。熊本県がこれまで整備しております治山施設の損害等の点検をするために、この支援を九州森林管理局のほうで職員を派遣して4月25日から実施をしております。

現地調査の状況の写真を添付しておりますが、これは、林野庁の職員のほか、九州森林管理局、また熊本県の職員と国立研究開発法人の森林総合研究所の専門家による合同調査を行っております。右のほうに添付している写真は、このヘリによりまして上空から崩壊地等の調査を行ったところでございます。また、政府の現地対策本部には林野庁本庁からリエゾンとして職

員を派遣しているところでございます。

次に、被災者、被災自治体への支援の状況でございますが、まず九州森林管理局では、災害が発生した発災当日から、会議室を近隣住民へ避難所として開放しております。また、備蓄飲料水とか食料を提供しておりますが、大きな地震のあった4月16日以降、最大250人が森林管理局に避難をされております。森林管理局では、こうした避難された方への飲料水等の供給のほか、近隣の避難者にも備蓄物資を提供したりしております。この九州森林管理局の後方支援として、近畿中国森林管理局または四国森林管理局からも備蓄物資を4月16日から18日にかけて輸送しております。また、このほか、食料輸送支援としまして、物資集積拠点の熊本市東区役所に局の職員を派遣しております。このほか、被災自治体における罹災証明書の手続支援としまして、合志市に局職員を4月29日から派遣をしているというところでございます。

下の写真は、局会議室を避難所として提供しているところ、また、食料輸送を支援するために局の職員が物資の配送を行っているところが添付してあるところでございます。

こうした災害に対応しまして、災害関連事業について説明した資料を2枚、次のページからつけておりますが、新聞報道等で御承知かと思いますが、4月25日の閣議で、この熊本地震につきましては激甚災害の指定がなされております。この激甚災害制度とはどういったものかと申しますと、ここに四角で囲っておりますが、地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、激甚災害として指定をする。この指定は、法律に基づきまして政令で指定をしますが、指定をした場合には、ここに書いてありますように、例えば河川、海岸、砂防施設とか治山施設とか道路などの公共土木施設等が被害に遭い、これを復旧する場合は、一般的には治山施設の場合は国の補助が3分の2、林道施設は国の補助は10分の5、もしくは10分の6.5となっておりますが、こういった補助率につきまして1割から2割程度の嵩上げ措置が講じられる。地方の負担を小さくして復旧の支援を行うといった制度でございます。

これは、これまでにつくった施設に適用されるものでございますけれども、新たに発生した荒廃山地、今回の山腹崩壊、施設等を入れていないところで山地が崩壊したときには、6ページの資料に整理しておりますように、山地災害が発生した場合、災害関連緊急治山事業とか、市町村の林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対策事業とか、こういった災害関係の事業のメニューをいろいろ用意しております、こういった事業を有効に活用しまして被災地の復旧を行っております。

発生年度の翌年度、2年目以降からは激甚災害対策特別事業等により被災地の復旧を進めて

いるところでございます。林野庁としましては、こうした災害関連事業を最大限活用いたしまして、被災地の早急な復旧に向けてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

最後の7ページに参考として、林業関係団体等からの支援状況について、これは林野庁のホームページで公表しているものでございますけれども、林業関係団体等から多くの支援をいただいております。4月16日から順次、水でありますとか食料品とか、こういった支援をいただきまして、九州森林管理局に避難された方、または近接地に避難された方々に提供したということでございます。

もう1枚、3-2の資料のほうがございますが、これは基本的には変更があれば更新しまして林野庁のホームページにアップしております。ただいま説明した資料をもうちょっと詳しく書いたものですので、割愛をさせていただきますが、この被害状況につきましては、基本的には変更があれば更新してアップしておりますので、林野庁のホームページを見ていただければ、日ごとに状況が変わったものについては御覧になれると思いますので、こちらを見ていただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○鮫島会長 御説明どうもありがとうございました。

実は、森林・林業基本計画をつくる年って、前回は実は東日本大震災があつて、何か取りまとめをしていて非常につらい思いというのが前回もございましたし、今回もやはりそういうことを感じつつの取りまとめということになったと思います。

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○古口委員 古口でございます。

私は、全国町村会を代表して出席していますが、熊本県の嘉島町の荒木熊本県町村会長から、国及び農水関係の皆様方、そしてまた全国の林野関係の皆様方から多大な御支援をいただいていることに心より御礼を申し上げていただきたいという御伝言がございましたので、ここで荒木会長に代わりまして皆様に御礼を申し上げたいと思います。

全国町村会を通じて、今、町村では、熊本県内の町村に46名の職員を派遣しております。主に罹災証明を出すための家屋の被災調査に携わっているところであります。私の町でも4月30日に第1陣、それから5月6日に第2陣を派遣したところでございます。

いずれにしても、全国の皆様から多大な御支援をいただいていることに熊本県町村会長の荒

木嘉島町長から心より御礼申し上げたいということでございますので、つけ加えさせていただきます。ありがとうございます。

○鮫島会長 お配りいただきました最後の資料のところでも、実は審議会の関係の方も随分御支援をされているなということを改めて確認させていただきました。本当にどうもありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

永田委員、お願いします。

○永田委員 今回の震災につきまして、林野庁関係の方々が支援について多大な御貢献をされていることにつきまして敬意を表します。本当にありがとうございます。

実は私、新幹線で来る途中にちょっとニュースで見たんですが、このことは、ちょっと場合によっては林業にかなり大きな影響があるのかなというふうに思いましたので、ちょっと御報告させていただきたいんです。

新幹線の前に電光掲示板でニュースが出るんですが、そこで、今回の震災で新耐震基準の木造住宅でも50棟倒壊したと、テロップのニュースなので、ごくはしょったニュースなので、どういうことかはちょっとわからないのですが、ある意味ショッキングだと思います。今後いろいろなことが出てくるかと思うんですけども、特に木造住宅の件につきましては、そのことのフォローといいますか、評価といいますか、そういうことをよろしく願いたいと思います。

○鮫島会長 ほかにございませんでしょうか。

○小島木材産業課長 今いただきました今回の地震による木造住宅についての風評被害、これが出ないように、今、国土交通省のほうとも連携をして、今、国土交通省のほうでも調査をしっかりといただいているということでもありますので、またそういった結果を踏まえて風評被害が出ないように努めていきたいというふうに思っております。

今のお話は、多分きょうの朝日新聞の記事のことだと思うんですけども、今回の地震では木造住宅に限らず鉄筋コンクリートのビルも多数つぶれているものもありますので、必要以上にそういった風評が広まらないように、適切に対応をとっていきたいというふうに考えています。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

私も、学会の関係で随分そういうことに関係されている先生方がおられて、今回、やはり非常に繰り返し来るということに対して、第1回目はいいんだけども、繰り返し来ると、やは

り耐力って落ちる。そのほうもやっぱり十分に考慮していかなければいけないという課題は当然あるということをおっしゃられました。これも、やはりさらに安全・安心をしっかりとしていくということは大事かと思えますし、それから、やはり日本というのは本当に、先ほども申し上げたように、やはり自然災害と隣合わせの国ということで、やっぱりこういうこともきちんと常日ごろから備えていかなければいけないなということをお新たに感じさせられたというのが今回のことではないかなというふうに思っております。

ほかに。

玉置委員、お願いします。

○玉置委員 会長、ありがとうございます。今いろいろな調査をされているので、これからいろいろな報告がされると思います。

今回当団体の場合、熊本は木造の仮設住宅の協定を結んでいなかったもので、今までの震災の中で進行が一番遅いと言われております。プレハブでは二千数百棟が決まったそうですが、昨日の時点で147棟をやっと進めさせていただくことになりました。ただ、まだ情報が錯綜しておりますのは、本来仮設ですので、松杭で早急に建てるという事ですが、余震が続いていること、東日本大震災で、5年で杭の入れ替えが必要になったことで、コンクリートベタ基礎という話も出ております。木造も月に500棟は建てるだけの材料手配と職人も動けるように準備はできているのですが、やはり協定を結んでいなかったということもあり、木造の良さを伝えるのに時間がかかっております。今後、他でも木造仮設を建てなければならないような状況になった時には早急に出来る様にしておかなければならないと思っております。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

松浦委員、お願いします。

○松浦委員 住宅以外でもよろしいでしょうか。住宅ではたび重なる余震によってかなり耐力が落ちているという話がありました。今回の熊本地震は、中越地震を抜いて余震の回数が非常に多いという特徴があります。したがって、住宅もさることながら、山地斜面もたび重なる外力を受け、かなり進行性破壊が進んでいるのではないかとということが懸念されるわけです。このような状況の中、管理局自体が被災したということもあり、職員の方も大変だと思うのですが、これまで取られた具体的な応急対策や、1カ月近くが経って、あともう少しで梅雨が来る時期に、どのような緊急対策や、あるいはそれを見越した形での恒久対策を考えておられるかということをお、御披露いただければと考えています。

○鮫島会長 いかがでしょうか。

○猪島治山課長 御案内のように、ものすごい広範な区域で被害が出ておりまして、地上からの調査では非常に限りがあるということで、今、ヘリコプターによる上空からの調査を行っております。しかし、これも目視でございますので、森林の中の植生があるところのクラックというのはなかなか把握できませんので、こういったものも早急に把握できるような取組を進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほど災害対策事業の説明をいたしましたけれども、補正予算の検討もなされておりますので、災害関連緊急事業等の必要な予算を確保するとともに、現地や上空から把握した危険地、クラックがあつて崩壊しやすいようなところは、市町村等に情報を提供して、雨が降るときには地域住民に避難していただくような勧告であるとか指示を出していただけるような取組も、県とか市町村と一体となってやっていきたいと考えております。

また、応急対策については、特に人家の近く等の緊要度の高いところについては、場合によっては土砂を排土するとか、リングネットを設置するとか、こういったできる限りのことは現地で検討しながら対応してまいりたいと考えております。

いずれにしても、県と協力しながらやっていくことですので、熊本県、関係機関と一体となってやっていきたいと考えております。

○松浦委員 ありがとうございます。2008年でしたか、岩手・宮城地震で極めて多数の山地災害が発生したということもあり、多分それでの様々な教訓が今回の地震にも役に立つと思います。岩手県とか宮城県、それから東北森林管理局など、災害対策に奔走された当時の関係機関からも、どのような対策をしたかという情報など得ながら、円滑に、なおかつ迅速に対策を進めていただきたいと思いますと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鮫島会長 貴重なコメント、どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

○猪島治山課長 今、全国知事会を通じて他県への技術者の要請でありますとか、また森林管理局の技術者を派遣するとか、いろいろやっておりますが、委員御指摘の中越地震とか岩手・宮城地震とか、こういった過去の先例も参考にしながら適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○鮫島会長 いかがでしょうか。ほかに何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

やはり本当に地震って、かなり頻繁に起こりますので、課題というのは常に出てくると思いますが、やはり過去の経験というのを生かして、一つずつそれを減災という方向で生かしていただければいいし、それから、速やかな復旧・復興に向けて生かしていただければというふ

うに願っている次第です。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、以上とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、林政審議会を閉会とさせていただきます。

なお、本日答申をいたしました森林・林業基本計画と全国森林計画につきましては、今後、政府として閣議決定をして、その上で国会に御報告し、そして公開するというところで作業を進めていくことを予定いたしております。

また、次回以降の審議会の開催日程につきましては、後日事務局から調整をさせていただきます。

それでは、本当に長い期間、森林・林業基本計画並びに全国森林計画の策定に向けて活発な御討議をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

さらに、本日は円滑な議事運営に御協力いただきまして、予定していた時間よりも30分早く終わりましたので、本当にどうもありがとうございました。今後ともよろしく願い申し上げます。

午後2時46分 閉会